

一般社団法人ママフォトグラファースタディ（以下「当アカデミー」といいます）は、当アカデミーの理念および目的に基づき、当アカデミーの保有する知識・技能を正しく教授・普及するため、当アカデミー所定のMPA認定ポートレートマスター制度（以下「ポートレートマスター制度」といいます）を設けます。

ポートレートマスター制度は、当アカデミー所定のカリキュラム（以下「当アカデミーカリキュラム」といいます）に基づき、当アカデミーの知識・技能を正しく教授し得る個人に対して当アカデミー所定のMPA認定ポートレートマスター資格（以下「ポートレートマスター資格」といいます）を付与するものであり、当該資格を付与された個人を「MPA認定講師」と称します。MPA認定講師（以下、「認定講師」といいます）は、当アカデミーの理念および目的に従い、自己の責任において、当アカデミーカリキュラムに基づき自らの顧客、受講者に対して誠実かつ適正に活動するものとします。

ママフォトグラファースタディ認定講師規約（以下「本規約」といいます）は、認定講師がその活動を遂行するに際し、常に遵守すべき事項を定めるものであり、当アカデミーおよびポートレートマスター制度の安定的な運営と認定講師の適正な活動の確保を目的とするものです。本規約に同意しない場合、ポートレートマスター資格を付与することはできません。ママフォトグラファースタディ会員がポートレートマスター資格の付与申請をした時点で、本規約に同意したものとみなされます。

第1条（適用）

- 1 本規約は、当アカデミーが設置・運営するポートレートマスター制度および認定講師の活動条件等の遵守すべき事項について定め、すべての認定講師と当アカデミーとの間において適用されます。
- 2 当アカデミーから認定講師に提供される本規約以外の規約（ママフォトグラファースタディ会員規約及びMPA認定コース受講規約を含む）、ガイドライン、約款その他の諸規則（以下、併せて「ガイドライン等」といいます）についても本規約の一部を構成するものとし、認定講師は、前項同様これらを遵守するものとします。

第2条（名称の使用等）

- 1 認定講師は、当アカデミーが定める範囲内で「MPA認定ポートレートマスター」の名称を使用することができるものとします。また、認定講師は、同じく当アカデミーが定める範囲内でMPA認定ポートレートマスターのサブライセンス、ロゴマークその他を使用して認定講師であることを表明・表示することができるものとします。
- 2 認定講師が名称の使用等について疑義がある場合は、当アカデミーに申し出、その是非の判断を当アカデミーに委ねるものとします。その場合、認定講師は当アカデミーが名称等の使用を承認するまで、その名称等を使用しないものとします。
- 3 認定講師がポートレートマスター資格を喪失した場合は、直ちに名称等の使用を取り止め、使用していた宣伝、広告、表示等から削除しなければならないものとします。
- 4 当アカデミーは、必要があると認めるときはいつでも、認定講師に対して宣伝、広告、案内等の資料の提出を求め、認定講師はその求めに応じるものとします。

第3条（認定講師の義務）

- 1 認定講師は、本規約およびガイドライン等を遵守しなければならないものとします。
- 2 認定講師は、自己の責任において、ガイドライン等に基づき、当アカデミーカリキュラムを誠実かつ適正に履行しなければならないものとします。
- 3 当アカデミーは、当アカデミーおよびポートレートマスター制度を適正に運営し、また当アカデミーおよびポートレートマスター制度に対する社会的信用を維持するため、必要と認めるときはいつでも、認定講師に対し助言・指示をおこなうことができるものとします。
- 4 認定講師は、前項の助言に対しては真摯に受け止め、指示に対しては迅速かつ誠実に従い、対応しなければならないものとします。
- 5 認定講師は、認定講師としての活動に際して、第三者の権利を害するおそれのある事由等又は当アカデミー又はポートレートマスター制度の運営の継続に支障をきたすおそれのある事由が生じた場合は、遅滞なく当アカデミーに報告しなければならないとします。
- 6 認定講師は、自己の責任において、第三者（受講者を含み、以下同じ）からのクレームや当該第三者との紛争に関して、自己の責任において、誠実かつ迅速に対応しなければならないと、当該クレームや紛争等により当アカデミーに一切迷惑をかけるものとし、

第4条（資格要件等）

- 1 ポートレートマスター資格の付与を申請する者（以下「申請者」といいます）は、MPA認定ポートレートマスターコースの修了時までに、次に掲げる資格要件を備え、ポートレートマスター資格が付与された後もこれを維持しなければならないとします。
 - ① ママフォトグラファースタディ会員であること
 - ② 当アカデミーの定めるポートレートマスター資格の付与に必要なコース等をすべて修了した者であること
 - ③ MPA会費その他ポートレートマスター資格の付与に必要な費用等を正しく納めていること
 - ④ 当アカデミーの目的・理念に賛同し、ポートレートマスター資格を付与されるに相応しい品位と社会的信用があること

- 2 過去にポートレートマスター資格の取消しを受けた者でないこと
 - 3 その他当アカデミーが不適格と判断する事由がない者であること
- 2 ポートレートマスター資格を付与された認定講師が、第1項1号の資格要件を欠くに至った場合、ポートレートマスター資格を当然に喪失するものとします。

第5条（ポートレートマスター資格の付与手続）

- 1 申請者は、本規約を含む当アカデミーの定める規約等に同意したうえで、当アカデミー所定の方法により、自らが受講を希望するMPA認定ポートレートマスターコースの日程を指定して、当アカデミーに対して、ポートレートマスター資格の付与申請をします。
- 2 MPA認定ポートレートマスターコースを修了し、別途当アカデミーが定める審査基準を満たしている場合、ポートレートマスター資格が付与されます。

第6条（ポートレートマスター資格の更新）

- 1 当アカデミーが、必要に応じてポートレートマスター資格更新に必要なセミナー等を開催する場合、そのセミナーを修了したことでポートレートマスター資格を更新したものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当アカデミーは更新を拒否することができるものとします。
 - ① 会費その他更新に必要な更新料等の費用が期日までに納付されていない場合
 - ② 認定講師としての適格性その他を理由に当アカデミーが更新するべきでないと判断した場合
- 2 当アカデミーは、更新の承認または拒否により認定講師に生じる一切の損害について何らの責任も負わないものとします。

第7条（申請内容の変更）

認定講師は、ポートレートマスター資格の付与申請時に当アカデミーに提出した自らの登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当アカデミー所定の変更手続を行うものとします。

第8条（ポートレートマスター資格の取下げ）

- 1 認定講師としての活動を休止するなどポートレートマスター資格を自ら取り下げる場合には、認定講師は、当アカデミー所定のポートレートマスター資格取下届を当アカデミーに提出するものとします。
- 2 前項のポートレートマスター資格取下届の提出については、やむを得ない事由がある場合を除き、取り下げ予定日の1ヶ月前までにポートレートマスター資格失効日を指定して行うものとします。
- 3 取下げに伴いポートレートマスター資格を喪失した認定講師が、再度、ポートレートマスター資格の付与を希望する場合には、あらたに当アカデミーの定めるポートレートマスター資格の付与申請に必要なコース等を修了しなければならないものとします。

第9条（ポートレートマスター資格の取消し）

当アカデミーは、認定講師が本規約その他当アカデミーの定める規約等に違反し、あるいは違反するおそれがある場合、認定講師が資格要件を喪失した場合、その他認定講師としての適格性を欠いていると判断した場合には、ポートレートマスター資格を取り消すことができるものとします。ポートレートマスター資格の取消しの効力は、ポートレートマスター資格を取り消す旨の通知が認定講師の元に到達したときに生じるものとします。

第10条（ポートレートマスター資格喪失後の措置）

- 1 取下げ、取消しその他の理由により、ポートレートマスター資格を喪失した認定講師（以下、併せて「マスター資格喪失者」といいます）は、直ちに次の措置を講じなければならないものとします。また、当アカデミーは、マスター資格喪失者に対し、必要な指示をすることができ、当該マスター資格喪失者は、その指示に従うものとします。
 - ① 一切の広告、表示等から当アカデミーの認定講師である旨を削除すること
 - ② その他当アカデミーが指示する事項
- 2 マスター資格喪失者は、マスター資格喪失者が受講契約を締結している受講者の中に、一般社団法人日本セラピスト検定機構が実施する検定を未だ受験していない者（MPA認定コースの過程を修了していない者を含む）又は受験したものの未だ合格していない者（以下、併せて「未受験者等」といいます）がいる場合、ポートレートマスター資格喪失後2週間以内に、当アカデミーに対し、未受験者等のMPA認定コース受講申込書の写しを提出するものとします。なお、MPA認定コース受講申込書作成後に同申込書記載の未受験者等の氏名・住所・電話番号・E-mail・LINE ID（以下「未受験者等情報」）に変更があった場合には、当アカデミーに対し、変更後の未受験者等の情報を報告するものとします。
- 3 マスター資格喪失者がポートレートマスター資格を喪失したことにより、未受験者等が退学を希望する場合、マスター資格喪失者は、MPA認定コース受講規約10条1項2号、同条2項の規定に基づき、未受験者等から交付済みのテキスト、その他、MPA認定コースに関するあらゆる資料・情報（以下「本教材等」といいます）の返却を受けた上で、未受験者等に対して受領済みの受講料から既受講分の受講料を控除した額（以下「マスター資格喪失に伴う退学費用」といいます）を支払うものとします。マスター資格喪失者は、未受験者等から本教材等の返却を受けた後直ちに、本教材等のうち、テキストを当アカデミーに送付するものとします。
- 4 マスター資格喪失者がポートレートマスター資格を喪失したことにより、未受験者等が転校を希望する場合、マスター資格喪失者は、MPA認定コース受講規約11条1項2号、同条4項の規定に基づき、未受験者等に対して未

受験者等が転校先のMPA認定講師に対して負う引き継ぎにかかる費用（＝受領済みの受講料から既受講分の受講料（＝1時間あたりの受講料×授業時間）を控除した額）および転校先のMPA認定講師における補講料（以下、併せて「マスター資格喪失に伴う転校費用」といいます）を支払うものとします。

- 5 マスター資格喪失者が第3項および第4項の支払いをしない場合であって、未受験者等からMPA認定コース受講規約第10条3項又は第11条5項の求めがあったとき、当アカデミーは、未受験者に対してマスター資格喪失に伴う返学費用又はマスター資格喪失に伴う転校費用を立て替え払いすることができるものとします。
- 6 前項の規定により当アカデミーが立替払いをする場合の既受講分の受講料の算定については、受講履修カード記載の進捗状況をもとに当アカデミーが未受験者等から事情を聴取した上で決定するものとします。マスター資格喪失者は、当該手続を経て算出された既受講分の受講料の金額について異議を申し立てることができないものとします。
- 7 第5項の規定に基づき、当アカデミーが立替払いをした場合、マスター資格喪失者は、当アカデミーに対し、立替金相当額およびこれに対する当アカデミーが立替払いを行った日から支払い済みまで年14.6%（周年は14.64%）の割合による遅延損害金の支払い義務を負うものとします。
- 8 当アカデミーは、ポートレートマスター資格の喪失によりマスター資格喪失者に生じる一切の損害について、何らの責任を負わないものとします。

第11条（権利帰属）

- 1 認定講師がその活動中に当アカデミーより提供を受け、または知得した情報等（MPA認定コースの内容を含む営業上、技術上、財産上、その他当アカデミーより提供された一切の資料や情報等を含みます）に関する知的財産権は、全て当アカデミーに帰属しており、かつ認定講師には移転しないものとします。
- 2 認定講師は、如何なる理由によっても当アカデミーの知的財産権を侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第12条（秘密情報）

認定講師は、その活動中に当アカデミーより提供を受け、または知得した当アカデミーの秘密とされるべき営業上、財産上、技術上その他の情報（MPA認定コースの内容を含む営業上、技術上、財産上、その他当アカデミーより提供された一切の資料や情報等を含みます）を適切に管理し、当アカデミーの書面による事前の承諾なしに開示または漏洩しないものとします。

第13条（個人情報の保護）

認定講師は、個人情報保護法の適用の有無にかかわらず、個人情報保護の方針を定め、これに基づき受講者等の個人情報を適切に管理し保護しなければならないものとします。

第14条（禁止行為）

次に該当する行為を本規約における認定講師の禁止行為と定めます。なお、認定講師が禁止行為を行った場合、当アカデミーは、直ちに当該認定講師のポートレートマスター資格を取り消し、損害の発生が発覚した場合、その損害の賠償を請求することができるものとします。

- ①当アカデミーまたは当アカデミー関係者（他の認定講師、受講者、当アカデミーの取引先等を含みます）の知的財産権、肖像権、プライバシー、人権やその他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- ②当アカデミーの承諾を得ることなく、当アカデミーから提供された、教材、書籍、ビデオその他の情報、文章データ等の印刷、複製、模造、配布、転載、SNSへのアップロード等を行う行為
- ③当アカデミーまたは当アカデミー関係者を誹謗中傷し、あるいは名誉を傷つけるような行為、その他手段の如何を問わず、当アカデミーの運営を妨害する迷惑行為
- ④ポートレートマスター制度を利用してのマルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、連鎖販売取引への勧誘、宗教活動への勧誘、その他の勧誘又は営業行為
- ⑤本規約を含むガイドライン等、法令又は公序良俗に違反し、あるいは違反するおそれのある行為
- ⑥その他前各号に準ずる行為

第15条（損害賠償）

認定講師は、本規約を含むガイドライン等に違反することにより、または認定講師の活動に関連して、当アカデミーに損害を与えた場合、当アカデミーに対し、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第16条（存続条項）

認定講師がその資格を有しなくなった後においても、第2条（名称の使用等）第3項、同条第4項、第3条（認定講師の義務）、第10条（ポートレートマスター資格喪失後の措置）、第11条（権利帰属）、第12条（秘密情報）、第13条（個人情報の保護）、第14条（禁止行為）、第15条（損害賠償）、本条（存続条項）、第17条（条項効力の分離可能性）、第18条（反社会的勢力等）、第19条（譲渡等）、第20条（完全合意）、第21条（協議解決）、第22条（免責）および第23条（準拠法および裁判管轄）は、なお有効に存続するものとします。

第17条（条項効力の分離可能性）

本規約内のいずれかの規定が適用法と衝突した場合、あるいは執行できない場合、当該規定を除去してもなお本規約の目的に影響を及ぼさないという前提において、当該衝突または執行不能は、本規約内のその他の規定および効力に影響を及ぼさないものとします。

第18条（反社会的勢力等）

- 1 認定講師は、次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約するものとします。
 - ①反社会的勢力等または反社会的勢力等でなくなったときから5年を経過しない者であること
 - ②反社会的勢力等に資金提供等、便宜の供給を行っていること
 - ③自らまたは第三者を利用して、他者に対して暴力行為、詐術、脅迫的言辭を用いていること
- 2 当アカデミーは、認定講師が前項の規定に違反した場合、事前に催告することなく、直ちに当該認定講師のポートレートマスター資格を取り消すことができるものとします。
- 3 当アカデミーが前項の規定により当該認定講師のポートレートマスター資格を取り消した場合、当アカデミーはこれにより当該認定講師に生じた損害の一切について賠償する義務を負わないものとします。

第19条（譲渡等）

- 1 認定講師は、当アカデミーの書面による事前の承諾なく、認定講師としての地位または本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に譲渡し若しくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。
- 2 当アカデミーは、ポートレートマスター制度に関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業承継に伴い、本規約上の地位、権利義務および認定講師の登録情報その他の情報を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、認定講師は、かかる譲渡について本項において予め同意したものとします。

第20条（完全合意）

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当アカデミーと認定講師間の完全な合意を構成し、本規約に含まれる事項に関する両者間の事前の合意、表明および了解に優先するものとします。

第21条（協議解決）

本規約に定められていない事項およびその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとします。

第22条（免責）

ポートレートマスター制度は、当アカデミーが認定講師に対して、ある一定の成果や売上その他についての一切を保証するものでなく、当アカデミーは、当アカデミーの故意又は重大な過失から生ずる認定講師の損害を除き、いかなる理由にても認定講師の損害についてその責を負わないものとします。

第23条（準拠法および裁判管轄）

- 1 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。
- 2 本規約に関連する紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第24条（規約の改正）

- 1 本規約は、当アカデミーが必要と認めるとき、当アカデミーのウェブサイトへの掲載その他の方法により、改正することができるものとします。
- 2 前項の場合、改正後の規約は、当該掲載その他の方法により、当アカデミーが認定講師へ通知した時点から効力を生ずるものとします。

附則 2022年1月1日 制定施行

私は、ママフォトグラファースタディ認定講師規約に同意します。

署名日

電子署名